

大和市告示第41号

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市人権指針（以下「指針」という。）の改定について検討を行うため、大和市人権指針改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、指針の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる区分のうちから市長が指名する9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から指針の改定が完了する日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号の規定に該当するおそれがあると認める情報に関して調査

検討するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、国際・男女共同参画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。